

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年7月25日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 交流推進部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
栗林公園観光事務所	平成29年4月26日
交通政策課（航空振興室）	平成29年5月23日
県産品振興課	〃
交流推進課	平成29年6月1日
観光振興課（国際観光推進室）	平成29年6月9日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 現金で納付された施設使用料等について、遅滞なく指定金融機関に払い込まれていたが、現金受払簿の登記が漏れているものがあった。（栗林公園観光事務所）

(イ) 有料公園施設の利用許可が利用開始後になっているものがあった。（栗林公園観光事務所）

イ 支出について

(ア) 自家用車を使用した県内出張について、旅費が支給されていないものがあった。また、県内出張に係る旅費について、支給が5か月遅延しているものがあった。（観光振興課）

(イ) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。（観光振興課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし